

(案)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療施設における火災による被害の甚大化を防ぐため、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、予算の範囲内でスプリンクラー等の防火設備を整備するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱（平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知別紙）及び医療施設等施設整備費補助金交付要綱（平成26年3月7日厚生労働省発医政0307第1号厚生労働事務次官通知の別添）に基づき行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助事業を実施できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村等
- (2) 医療法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額	対象経費	補助率
当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設あたり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 22千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	1/2

(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 27 千円 (4) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 26 千円		
自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり 1,222 千円	自動火災報知設備整備の ために必要な工事費又は 工事請負費	10 / 10

（交付申請書の添付書類の様式等）

第 4 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額調書	別記第 1 号様式	各 2 部	別途通知
事業計画書	別記第 2 号様式		
補助対象区域の工事設計図			
工事仕訳書			
事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本			
その他参考となる資料			

（交付条件）

第 5 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(9) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(10) 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

（変更の承認）

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、次条に規定する補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この事業変更承認申請書の提出を省略できる。

（補助金の変更交付申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第5号様式）に第4条の表に定める様式等を添付して知事に提出しなければならない。

（交付決定前着手の届出）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届

(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第5条第1号ウの規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

提出書類	様式	提出部数
所要額精算書	別記第7号様式	各2部
事業実績報告書	別記第8号様式	
事業に係る歳入歳出決算書(見込書)の抄本		
その他参考となる資料		

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年12月21日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年10月7日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年9月26日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。